

介護報酬の算定構造

介護サービス

令和6年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費

ニ (削除)

- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス

3 (削除)

- 4 介護医療院サービス

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,266単位)	基於各定額が、 止措置未実施 減算	定額が社会 未定減算	介護職員3人 が行った場合	全身入浴が困 難で、清拭又 は部分浴を実 施した場合	事業所と同一建 物の利用者又は これ以外の同 一建物の利用者 20人以上に サービスを行う 場合	特別地域訪問 入浴介護加算	中山間地域等 における小規 模事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
ロ 初回加算	(1回につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)			×95/100	×90/100	事業所と同一建物の 利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者 20人以上にサービスを 行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ニ 要介護状態加算	(要介護1及び要介護2未満30日以下に限り1回につき +64単位)								
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)								
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			
ヒ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			
ホ サービス提供体制強化加算	(1月につき +所定単位×11/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 要介護状態加算(要介護1及び要介護2未満30日以下に限り1回につき)は令和5年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和5年6月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
- +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100
- /100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×○○/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 指定訪問看護 ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	夜間又は早朝 の場合、若し は深夜の場合	増数を訪問 加算(Ⅰ)	増数を訪問 加算(Ⅱ)	1時間30分以 上の訪問看護 を行う場合	要介護5の者 の場合	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	特別地域訪問 看護加算	中山間地域等 における小規 模事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	緊急時訪問看護 加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア 加算
	(2) 30分未満 (470単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (821単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)													
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (293単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100													
ロ 病院又は診療所 の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100	夜間又は 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の 場合 +254単位	30分未満の 場合 +201単位	+300単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 死亡日前14日 以内(2日以上 ターミナルケ アを行った場 合) +2,000単位	
	(2) 30分未満 (398単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (573単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)													
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)	看護師による訪問が 1回でもある 場合 ×98/100										1月につき 訪問看護 ステーション の場合 +574単位 病院又は 診療所の場合 +315単位		-97単位	
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)														
ホ 遠院時共同指導加算 (1回につき +600単位)														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)														
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)													
チ サービス提供体制 強化加算	(1)イ及びロを算 定する場合 (2)ハを算定する 場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)												

：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域訪問リハビリテーション加算 +15/100	中山間地域等における小規模事業所加算 +10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 1回につき -50単位
	介護老人保健施設の場合							リハビリテーションマネジメント加算(A) イ 1月につき +180単位	リハビリテーションマネジメント加算(B) イ 1月につき +450単位	
	介護医療院の場合							リハビリテーションマネジメント加算(A) ロ 1月につき +213単位	リハビリテーションマネジメント加算(B) ロ 1月につき +483単位	
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)			(1)サービス提供体制強化加算(I)							
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +3単位)			(2)サービス提供体制強化加算(II)							

：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(I) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
(2) 居宅療養管理指導費(II) (在宅病医学総合管理科 又は特定施設入居時等 医学総合管理科を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (286単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (565単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (517単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (378単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)				
	(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (624単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費

基本部分	利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員が基準に満たない場合	高齢者・障害者・高齢者・障害者	2時間以上5時間未満の通所介護を行う場合	感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合	8時間以上9時間未満の通所介護を行う場合	共生型通所介護を行う場合	生活相談員配置等加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助加算(Ⅱ)	重度者ケア体制加算	生活機能向上支援加算(Ⅰ)	生活機能向上支援加算(Ⅱ)	個別機能別加算(Ⅰ)イ	個別機能別加算(Ⅰ)ロ	個別機能別加算(Ⅱ)	ADL維持等加算(Ⅰ)	ADL維持等加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養アセスメント加算	栄養改善加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	事業所が認定を行わない場合																																																															
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	第1号 (310) 単位	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																														
		第2号 (412) 単位																																																																																											
		第3号 (412) 単位																																																																																											
		第4号 (412) 単位																																																																																											
		第5号 (412) 単位																																																																																											
	(2) 4時間以上5時間未満	第1号 (464) 単位																																																																																											
		第2号 (566) 単位																																																																																											
		第3号 (566) 単位																																																																																											
		第4号 (566) 単位																																																																																											
		第5号 (566) 単位																																																																																											
	(3) 5時間以上6時間未満	第1号 (516) 単位																																																																																											
		第2号 (618) 単位																																																																																											
		第3号 (618) 単位																																																																																											
		第4号 (618) 単位																																																																																											
		第5号 (618) 単位																																																																																											
(4) 6時間以上7時間未満	第1号 (568) 単位																																																																																												
	第2号 (670) 単位																																																																																												
	第3号 (670) 単位																																																																																												
	第4号 (670) 単位																																																																																												
	第5号 (670) 単位																																																																																												
(5) 7時間以上8時間未満	第1号 (620) 単位																																																																																												
	第2号 (722) 単位																																																																																												
	第3号 (722) 単位																																																																																												
	第4号 (722) 単位																																																																																												
	第5号 (722) 単位																																																																																												
ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上4時間未満	第1号 (320) 単位	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																													
		第2号 (422) 単位																																																																																											
		第3号 (422) 単位																																																																																											
		第4号 (422) 単位																																																																																											
		第5号 (422) 単位																																																																																											
	(2) 4時間以上5時間未満	第1号 (474) 単位																																																																																											
		第2号 (576) 単位																																																																																											
		第3号 (576) 単位																																																																																											
		第4号 (576) 単位																																																																																											
		第5号 (576) 単位																																																																																											
	(3) 5時間以上6時間未満	第1号 (526) 単位																																																																																											
		第2号 (628) 単位																																																																																											
		第3号 (628) 単位																																																																																											
		第4号 (628) 単位																																																																																											
		第5号 (628) 単位																																																																																											
(4) 6時間以上7時間未満	第1号 (578) 単位																																																																																												
	第2号 (680) 単位																																																																																												
	第3号 (680) 単位																																																																																												
	第4号 (680) 単位																																																																																												
	第5号 (680) 単位																																																																																												
(5) 7時間以上8時間未満	第1号 (630) 単位																																																																																												
	第2号 (732) 単位																																																																																												
	第3号 (732) 単位																																																																																												
	第4号 (732) 単位																																																																																												
	第5号 (732) 単位																																																																																												
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	第1号 (330) 単位	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																													
		第2号 (432) 単位																																																																																											
		第3号 (432) 単位																																																																																											
		第4号 (432) 単位																																																																																											
		第5号 (432) 単位																																																																																											
	(2) 4時間以上5時間未満	第1号 (484) 単位																																																																																											
		第2号 (586) 単位																																																																																											
		第3号 (586) 単位																																																																																											
		第4号 (586) 単位																																																																																											
		第5号 (586) 単位																																																																																											
	(3) 5時間以上6時間未満	第1号 (536) 単位																																																																																											
		第2号 (638) 単位																																																																																											
		第3号 (638) 単位																																																																																											
		第4号 (638) 単位																																																																																											
		第5号 (638) 単位																																																																																											
(4) 6時間以上7時間未満	第1号 (588) 単位																																																																																												
	第2号 (690) 単位																																																																																												
	第3号 (690) 単位																																																																																												
	第4号 (690) 単位																																																																																												
	第5号 (690) 単位																																																																																												
(5) 7時間以上8時間未満	第1号 (640) 単位																																																																																												
	第2号 (742) 単位																																																																																												
	第3号 (742) 単位																																																																																												
	第4号 (742) 単位																																																																																												
	第5号 (742) 単位																																																																																												
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	第1号 (22) 単位	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																													
		第2号 (18) 単位																																																																																											
		第3号 (6) 単位																																																																																											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	第1号 (18) 単位																																																																																											
		第2号 (18) 単位																																																																																											
		第3号 (6) 単位																																																																																											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	第1号 (18) 単位																																																																																											
		第2号 (18) 単位																																																																																											
		第3号 (6) 単位																																																																																											
	ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)																															第1号 (59) 単位	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																														
																																	第2号 (43) 単位																																																												
																																	第3号 (23) 単位																																																												
	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)																															第1号 (12) 単位																															×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100
																																	第2号 (10) 単位																																																												
																																	第3号 (10) 単位																																																												
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	第1号 (11) 単位	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																													

注：感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等一定時給アップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

注：ロ又はハを算定する場合は、支給限度額管理の対象外となる。イの算定数は算入

注：事業所別認定基準等については、認定基準の改正及び認定基準の改正による影響を踏まえ、認定基準の改正が行われる旨を公表する。

注：介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は、認定基準の改正による影響を踏まえ、認定基準の改正が行われる旨を公表する。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数及び入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	移動のユニットリフトをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	存在しない	存在しない	存在しない	前下欄が設備基準を満たさない場合	実室を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所入所加算	若年性認知症利用者入所加算	利用者に対して選定を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	療介護1 (705 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準 減算 1日につき -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			療介護2 (756 単位)									
			療介護3 (806 単位)									
		b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	療介護1 (732 単位)									
			療介護2 (786 単位)									
			療介護3 (839 単位)									
		c 診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	療介護1 (794 単位)									
			療介護2 (844 単位)									
			療介護3 (893 単位)									
		d 診療所短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	療介護1 (813 単位)									
			療介護2 (864 単位)									
			療介護3 (916 単位)									
	e 診療所短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	療介護1 (839 単位)										
		療介護2 (894 単位)										
		療介護3 (944 単位)										
	f 診療所短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	療介護1 (892 単位)										
		療介護2 (944 単位)										
		療介護3 (992 単位)										
	(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	療介護1 (734 単位)	×97/100								
			療介護2 (779 単位)									
			療介護3 (826 単位)									
		b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	療介護1 (864 単位)									
			療介護2 (916 単位)									
			療介護3 (970 単位)									
(2) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)		(一) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニツト型個室>	療介護1 (854 単位)		×97/100							
			療介護2 (907 単位)									
			療介護3 (961 単位)									
			療介護4 (1016 単位)									
			療介護5 (1072 単位)									
		(二) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニツト型個室>	療介護1 (864 単位)									
	療介護2 (916 単位)											
	療介護3 (970 単位)											
	療介護4 (1022 単位)											
	療介護5 (1076 単位)											
	(三) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニツト型個室>	療介護1 (864 単位)										
		療介護2 (916 単位)										
		療介護3 (969 単位)										
		療介護4 (1020 単位)										
		療介護5 (1072 単位)										
	(四) 経過的ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニツト型個室の多床室>	療介護1 (835 単位)										
		療介護2 (887 単位)										
		療介護3 (937 単位)										
		療介護4 (988 単位)										
		療介護5 (1039 単位)										
	(五) 経過的ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニツト型個室の多床室>	療介護1 (854 単位)										
		療介護2 (907 単位)										
		療介護3 (959 単位)										
		療介護4 (1014 単位)										
療介護5 (1076 単位)												
(六) 経過的ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニツト型個室の多床室>	療介護1 (854 単位)											
	療介護2 (907 単位)											
	療介護3 (959 単位)											
	療介護4 (1010 単位)											
	療介護5 (1062 単位)											
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (684 単位)											
	(二) 4時間以上6時間未満 (948 単位)											
	(三) 6時間以上8時間未満 (1216 単位)											
(4) 日経連療養加算 (1日につき 50単位を加算(1月に100単位を限度))												
(5) 療養食加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))												
(6) 認知症専門ケア加算 (一) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)												
(7) 特定診療費												
(8) 若年性向上療養体制加算 (一) 若年性向上療養体制加算 (I) (1日につき 100単位を加算) (二) 若年性向上療養体制加算 (II) (1日につき 100単位を加算)												
(9) サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)												
(10) 介護職員処遇改善加算 (一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1日につき +所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1日につき +所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1日につき +所定単位×10/1000)												
(11) 介護職員等特定処遇改善加算 (一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1日につき +所定単位×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1日につき +所定単位×11/1000)												
(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1日につき +所定単位×5/1000)												

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体加算・介護加算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 療養食加算・特定処遇改善加算については、療養食の支給及び人材確保のための施設整備及び改善加算に関する長期的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで適用する。

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務統計計画未 実施減算	注 事業計画と一体的な 利用支援サービス等 実施→業務の計画 書への記入→指定 介護支援費算定対象	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介 護支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集 中 減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1-2 (1,086単位)	=1/100	=1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
		要介護3-4-5 (1,411単位)								
		要介護1-2 (544単位)								
		要介護3-4-5 (704単位)								
		要介護1-2 (326単位)								
		要介護3-4-5 (422単位)								
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1-2 (1,086単位)								
		要介護3-4-5 (1,411単位)								
		要介護1-2 (527単位)								
		要介護3-4-5 (683単位)								
		要介護1-2 (316単位)								
		要介護3-4-5 (410単位)								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)										
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +519単位)								
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +521単位)								
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +323単位)								
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +114単位)								
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)										
ホ 入院情報連携加算	(1) 入院情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +250単位)								
	(2) 入院情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)								
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	(+450単位)								
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(+600単位)								
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	(+600単位)								
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(+750単位)								
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)	(+900単位)								
ト 通院情報連携加算 (1月につき +50単位)										
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)										
リ ターミナルケアマネジメント加算	死に日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問を行った場合 (+400単位)									

※ 居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※ 居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※ 業務統計計画未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認められた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定		
注 試行的退所サービス費	入所者に対して居宅における試行的退所の認められた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定		
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定		
ト 初期加算 (1日につき +30単位)			
2-1 認知症介護指導加算 (1月につき1回を限度とし、70単位を算定)	注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。		
2-2 再入所栄養指導加算 (※2) (入所者1人につき1回を限度として200単位を算定)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。		
3 退所時指導等加算 (※2)	(一) 退所時指導加算 a 退所前訪問指導加算 (入所中1回又は2回を限度に、460単位を算定) b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定) c 退所時指導加算 (400単位) d 退所時情報提供加算 (500単位) e 退所前準備加算 (500単位)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報(※)の伝達、生活指導を提供した場合 注 退所後の定常健診の医師に対して心身の状況、生活指導を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
	(二) 訪問看護指導加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
	4 協力医療機関連携加算 (1) 相談、診療を行う体制を整備確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1日につき、50単位を算定) (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1日につき、5単位を算定)	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定	
	5 介護予防サービスの強化加算 (1日につき、11単位を算定)	注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
	6 経口移行加算 (※2) (1日につき、28単位を算定)	注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
	7 経口維持加算 (※2) (一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき、400単位を算定) (二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき、100単位を算定)	注 介護管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。	
8 口腔衛生管理加算 (※2) (一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき、90単位を算定) (二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき、110単位を算定)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合		
9 療養食加算 (1回につき、6単位を算定(1日に3回を限度))			
10 在宅復帰支援機能加算 (※2) (1日につき、10単位を算定)			
11 特別診療費 (※2)			
12 緊急時施設診療費	ア 緊急時診療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) イ 特定治療		
	13 認知症専門ケア加算 (一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき、3単位を算定) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき、4単位を算定)		
14 認知症チームケア推進加算 (1日につき、150単位を算定)	(一) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1日につき、150単位を算定) (二) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1日につき、120単位を算定)		
	15 認知症行動・心健状態緊急対応加算 (入所後7日以内に1日につき200単位を算定)		
	16 重度認知症患者療養体制加算 (一) 重度認知症療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を算定) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を算定) (二) 重度認知症療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を算定) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を算定)		
17 排せつ支援加算 (※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき、10単位を算定) (2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき、15単位を算定) (3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき、20単位を算定)		
	18 自立支援促進加算 (※2) (1月につき、280単位を算定)		
	19 科学的介護推進体制加算 (※2) (1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき、40単位を算定) (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき、60単位を算定)		
20 安全対策体制加算 (※2) (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)			
21 高齢者虐待防止対策向上加算	(1) 高齢者虐待防止対策向上加算(Ⅰ) (1日につき、10単位を算定) (2) 高齢者虐待防止対策向上加算(Ⅱ) (1日につき、5単位を算定)		
	22 高齢者虐待防止対策推進加算 (1月に1回、継続する5日分を限度とし、240単位を算定)		
23 地域性向上推進体制加算	(1) 地域性向上推進体制加算(Ⅰ) (1日につき、100単位を算定) (2) 地域性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき、10単位を算定)		
	24 サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき、22単位を算定) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき、18単位を算定) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき、6単位を算定)		
25 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位数×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位数×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位数×10/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	
	26 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位数×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位数×11/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計
		27 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき、+所定単位数×5/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜勤勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。
※ 業務開始計画未定年度については、前年度の年初及び年末の平均の月給の算出及び非業務時間に関する具体的な計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日までの期間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

令和6年4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

ニ (削除)

- ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務取扱計画未 策定減算	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者が50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)								
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)								
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)								
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)								
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×11/1000)					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務取扱計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
- 〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注		注	注	注	注	注	注	
		通看護師の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (302単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位
	(2) 30分未満 (450単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (792単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,087単位)											
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (282単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50/100											
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100				+300単位				1月につき +315単位		
	(2) 30分未満 (381単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (552単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (812単位)											
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)												
ニ 遠隔時共同指導加算 (1回につき +600単位)												
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +100単位)												
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)											

※ 「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に依る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等に居住する小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	-50単位	
	介護老人保健施設の場合							
	介護療養院の場合							
1回につき 307単位								
ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)								
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)							

※ 「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別地域介護予防 居宅療養管理指導 加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養 管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (514単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
	(2) 介護予防居宅療養 管理指導費(Ⅱ) (在宅医学会 管理科又は特定施 設入居指導等学 会管理科を算定す る場合)	(一) 単一建物居住者41人に対して行う 場合 (298単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (286単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (565単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (517単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (378単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)			
(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)					
ニ 管理栄養士 が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (524単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (466単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)			
ホ 歯科衛生士等 が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	+240単位	-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1						-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1						-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
ロ 運動器機能向上加算	(1月につき 225単位を加算)								
ハ 栄養アセスメント加算	(1月につき 50単位を加算)								
ニ 栄養改善加算	(1月につき 200単位を加算)								
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))								
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)							
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	(1月につき 160単位を加算)							
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)							
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)							
チ 事業所評価加算	(1月につき 120単位を加算)								
リ 科学的介護推進体制加算	(1月につき 40単位を加算)								
ス サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 88単位を加算)							
		要支援2 (1月につき 176単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算)							
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)							
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)							
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×47/1000)						注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×34/1000)							
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×19/1000)							
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×20/1000)						注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)							
ワ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×10/1000)							注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計	

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
(1) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	a 診療所介護予防短期 入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援1 (530 単位)	×70/100	身体拘束防止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	常勤のユニ リーダーをユ ニ毎に配置し ていない等ユ ニケアにおけ る体制が未整備 である場合	廊下幅が設備 基準を満たさ ない場合	食堂を有しない 場合	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対して 送迎を行う場合	
		要支援2 (666 単位)											
		b 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ii) 〈療養機能強化型A〉 〈従来型個室〉											要支援1 (559 単位)
		要支援2 (699 単位)											
		c 診療所介護予防短期 入所療養介護費(iii) 〈療養機能強化型B〉 〈従来型個室〉											要支援1 (549 単位)
		要支援2 (684 単位)											
	d 診療所介護予防短期 入所療養介護費(iv) 〈多床室〉	要支援1 (589 単位)											
	要支援2 (747 単位)												
	e 診療所介護予防短期 入所療養介護費(v) 〈療養機能強化型A〉 〈多床室〉	要支援1 (623 単位)											
	要支援2 (780 単位)												
	f 診療所介護予防短期 入所療養介護費(vi) 〈療養機能強化型B〉 〈多床室〉	要支援1 (612 単位)											
	要支援2 (769 単位)												
	(二) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費(II)	a 診療所介護予防短期 入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉											要支援1 (471 単位)
	要支援2 (588 単位)												
b 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要支援1 (537 単位)												
要支援2 (678 単位)													
(2) ユニ 型 診療所介護 予防短期入 所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニ型診療所介護予防短期 入所療養介護費(I) 〈ユニ型個室〉	要支援1 (616 単位)	×97/100									診療所設備基 準減算 1日につき -25単位 -60単位	
	要支援2 (775 単位)												
	(二) ユニ型診療所介護予防短期 入所療養介護費(II) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニ型個室〉	要支援1 (643 単位)											
	要支援2 (804 単位)												
	(三) ユニ型診療所介護予防短期 入所療養介護費(III) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニ型個室〉	要支援1 (634 単位)											
	要支援2 (793 単位)												
	(四) 経過のユニ型診療所介護予防短期 入所療養介護費(I) 〈ユニ型個室の多床室〉	要支援1 (616 単位)											
	要支援2 (775 単位)												
	(五) 経過のユニ型診療所介護予防短期 入所療養介護費(II) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニ型個室の多床室〉	要支援1 (643 単位)											
	要支援2 (804 単位)												
(六) 経過のユニ型診療所介護予防短期 入所療養介護費(III) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニ型個室の多床室〉	要支援1 (634 単位)												
要支援2 (793 単位)													
(3) 自給連携強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))													
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))													
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)												
	(二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)												
(6) 特定診療費													
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(I) (1月につき 100単位を加算)												
	(二) 生産性向上推進体制加算(II) (1月につき 10単位を加算)												
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)												
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)												
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)												
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)												注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)												
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)												
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)												注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)												
(11) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×5/1000)												注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計	

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日までで算定可能。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100	+15/100	+10/100	+5/100
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)						
ハ 委託連携加算 (+300単位) (イ(1)を算定する場合のみ算定)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算			
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100			
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)										
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)										
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)										
	ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,702単位)										
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)			
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位 数の合計			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位 数の合計			(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)						
ト 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき +所定単位×24/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位 数の合計									
: 「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、 「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入											
※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。											

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			身体障害者 手帳第1種	身体障害者 手帳第2種	身体障害者 手帳第3種	登録看護員 が認定 された 場合	従業者の 数が基準 に達しない 場合	減少サービス に対する減算	特別地域小規模 多機能型居 宅介護加算	中山間地域等 における小規 模多機能型居 宅介護加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 小規模多機能型居宅 介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者 に対して行う場合	要介護1 (10,400 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要介護2 (15,310 単位)									
		要介護3 (20,220 単位)									
		要介護4 (25,130 単位)									
		要介護5 (30,040 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して 行う場合	要介護1 (8,420 単位)									
		要介護2 (13,330 単位)									
		要介護3 (18,240 単位)									
		要介護4 (23,150 単位)									
		要介護5 (28,060 単位)									
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (370 単位)										
	要介護2 (510 単位)										
	要介護3 (700 単位)										
	要介護4 (920 単位)										
	要介護5 (1,140 単位)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
二 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)			1.1 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 600単位を加算) 2.1 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算) 3.1 認知症加算(Ⅲ) (1月につき 700単位を加算) 4.1 認知症加算(Ⅳ) (1月につき 450単位を加算)								
ホ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日間の限度))											
ヘ 若存在認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)											
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算) (2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算) (3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 480単位を加算)								
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)											
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)											
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			1.1 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 200単位を加算) 2.1 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)								
ル 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)								
ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回の限度))											
リ 科学的介護連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)											
ニ 卒業後向上連携体制加算			1.1 卒業後向上連携体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) 2.1 卒業後向上連携体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)								
ロ サービス提供体制強化加算			(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)								
ロ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)								
ロ 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)								
ロ 介護職員等ベースアップ等 支援加算 (1月につき +所定単位×17/1000)			所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計								
「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 ※ イ(2)を算定する場合は、支給限度額単位の算定の際、イ(1)の単位数を算入 ※ 特別地域小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等における小規模多機能型居宅介護加算及び介護職員等特定処遇改善加算については、令和7年3月31日までの期間適用しない ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和5年5月31日まで算定可能											

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合 又は	従業員数が職員に満たない場合	身体加算費 が未定額 費	活動加算費 が未定額 費	特別加算 が未定額 費	特別加算 が未定額 費	特別加算 が未定額 費	特別加算 が未定額 費	特別加算 が未定額 費	特別加算 が未定額 費	特別加算 が未定額 費	特別加算 が未定額 費	
イ 看護小規模多機能型 居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者 以外の者に対して行う場合	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925単位	-925単位	-30単位
	(2) 同一建物に居住する者 に対して行う場合											-925単位	-925単位	-30単位
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)	要介護1 (24,414 単位) 要介護2 (27,414 単位) 要介護3 (44,414 単位) 要介護4 (62,414 単位) 要介護5 (81,414 単位)											-925単位	-925単位	-30単位
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)													
ニ 認知加算 (イを算定する場合のみ算定)	14. 認知症加算(Ⅰ) (1日につき 30の単位を加算) 15. 認知症加算(Ⅱ) (1日につき 30の単位を加算) 16. 認知症加算(Ⅲ) (1日につき 30の単位を加算) 17. 認知症加算(Ⅳ) (1日につき 30の単位を加算)													
ホ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)	(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))													
ヘ 看護情報システム利用費入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 800単位を加算)													
ト 栄養アセスメント加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 50単位を加算)													
チ 栄養改善加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 200単位を加算(1月に2回を限度))													
リ 口腔栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (1回につき 20単位を加算(8月に1回を限度)) (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (1回につき 5単位を加算(8月に1回を限度))													
ロ 口腔機能向上加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1回につき +150単位(月2回を限度)) (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1回につき +160単位(月2回を限度))													
ハ 通院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 600単位を加算)													
ニ 看護情報システム利用費入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 200単位を加算)													
ホ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)													
ヘ 看護情報システム利用費入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 200単位を加算)													
ト ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 2,500単位を加算)													
チ 看護情報システム利用費入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 150単位を加算)													
リ 看護情報システム利用費入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護情報システム利用費入加算(Ⅰ) (1月につき 3,000単位を加算) (2) 看護情報システム利用費入加算(Ⅱ) (1月につき 2,500単位を加算)													
ロ 看護情報システム利用費入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護情報システム利用費入加算(Ⅰ) (1月につき 1,000単位を加算) (2) 看護情報システム利用費入加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)													
ハ 看護情報システム利用費入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護情報システム利用費入加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 看護情報システム利用費入加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)													
ニ 看護情報システム利用費入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 接せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 接せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 接せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)													
ホ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)													
ヘ 看護情報システム利用費入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護情報システム利用費入加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 看護情報システム利用費入加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)													
ト サービス提供体制 強化加算	(1) イを算定している場合 (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 12単位を加算)													
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)													
リ 介護職員等特定処遇 改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)													
ロ 介護職員等ベースアップ等 支給加算	(1月につき +所定単位×17/1000)													

注：特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支給加算」は、支給限度額管理の対称外の算定項目

※ (2)を算定する場合は、支給限度額管理の算定の限、(1)の単位数を算入

※ 身体加算費は、介護報酬について(令和7年4月1日)から算定する。

※ 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」は、令和7年4月1日付の改定額ではない。

※ 介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支給加算については、令和7年4月1日付の改定額ではない。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注			
		登録者数が登録定員を超える場合	又は	従業者の員数が基準に満たない場合	身体障害者手当未定額減算	高齢者手当未定額減算	後援施設未定額減算	遺少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100				
		要支援2 (6,972 単位)										
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,102 単位)										
		要支援2 (6,204 単位)										
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援1 (424 単位)											
	要支援2 (521 単位)											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)										
ニ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))										
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)										
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		①) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 410単位を加算) ②) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)										
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)										
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)										
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)										
ヌ 生き生き向上推進体制加算	(1)生き生き向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)										
	(2)生き生き向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)										
ヒ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)										
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)										
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)										
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)										
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)										
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)										
コ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/1000)										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/1000)										
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)										
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/1000)										
ケ 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×17/1000)										

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体障害者手当未定額減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 養老施設率未定額減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員 の勤務条件 等を満たさ ない場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	運動者虐待防 止措置実施減 算	虐待防止措置 実施減算	3ユニットで夜 勤を行う職員 の員数を2人 以上とする場 合	夜間支援体制 加算(Ⅰ)	夜間支援体制 加算(Ⅱ)	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 原数)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749 単位)											
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 原数)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (777 単位)											
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1日に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
1. 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
2. 退居目標達成加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
3. 退居相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
4. 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)											
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)											
5. 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1日につき 150単位を加算)											
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1日につき 120単位を加算)											
6. 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)											
7. 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)										
8. 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
9. 口腔-栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
10. 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
11. 運動者虐待等防止対策向上加算	(1) 運動者虐待等防止対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)											
	(2) 運動者虐待等防止対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)											
12. 新規認知症等施設等費			(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)										
13. 生活機能向上推進体制加算	(1) 生活機能向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生活機能向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)											
14. サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)											
15. 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×81/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×45/1000)											
16. 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×31/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×23/1000)											
17. 介護職員等ベースアップ等 支援加算			(1月につき +所定単位×23/1000)										

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

※ 身体拘束廃止未実施減算については、施設等の予防及び介護の停止のための指針の整備及び発生状況に関する具体的な計画の策定を行っていない場合には、令和5年5月31日までの期間限り。

※ 虐待防止措置実施減算については、施設等の予防及び介護の停止のための指針の整備及び発生状況に関する具体的な計画の策定を行っていない場合には、令和5年5月31日までの期間限り。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和5年5月31日まで算定可能。